

「痛い」という人権感覚 — 「賤称語」発言を考える —

長崎県人権教育啓発センター
阿南重幸

目 次

はじめに

「賤称語」発言のなにが問題か？

- 【1】部落差別につながるから
- 【2】人権（同和）教育の充実を求めるもの
- 【3】部落史（問題）の授業
- 【4】上下、優劣という関係性を問うもの
- 【5】いじめ、差別
- 【6】差別する側、自分も傷つける

おわりに

賤称とは、「身分的にいやしめていう称」（「広辞苑」）とある。「えた」「ひにん」とは、江戸時代の身分呼称で、漢字で表すと、それぞれ「穢多」「非人」である。これを漢字の意味をそのまま捉えると、「けがれおおい」であり、「ひとにあらず」となる。文字通り、蔑む意味で使われた呼び方である。ただし、小学校教科書ではこの言葉は使われず、中学校教科書ではひらがな（漢字表記はない）である。

はじめに

江戸時代、百姓や町人とは別の身分として「えた」あるいは「ひにん」とよばれた人々がいた。現在中学校の社会科教科書には、すべてこの表現が記述されている。ところが、この単元を学ぶなかで、「えた」「ひにん」という名称が教室内での会話や遊びのなかで、相手を罵倒するまたは差別する言葉として使用したという事例が報告されている。教科書のこれらの記述は、1970年代からのことである。当時は、部落問題へのあやまつた理解、例えば「異民族起源」などの俗説が流布しており、教科書への記述はこれらの誤りを正す目的があった。しかし、当初から、この言葉を差別的に使う事象が見られ、長崎県内でもたびたび問題とされていた。また、この問題はときおり報告されることから、そう多くは発生していないとか、見逃されることも多いのではないかとの指摘もあったが、この問題に焦点を当てて教育的課題とすることは少なかったといえる。例えば、社会科の授業展開という観点から議論されていたであろうか？学校の教職員全体で、この発言の問題点が議論されたのであろうか？「賤称語」発言とは、通常、江戸時代の身分を指す「えた」「ひにん」（この言葉は「えた・ひにん」と一括して呼ばれることが多い）という身分呼称を、遊びや他人を貶めるために使用することをいい、本稿では、これを「賤称語」発言と総称し、まず、この発言の何が問題なのかを考え、その浮かび上がった問題点を課題として整理することを目的とする。

「賤称語」発言のなにが問題か？

筆者は、本年1月、長崎大学教育学部で開講されている「人権教育」の授業時に、「賤称語」発言のなにが問題か、受講生に問い合わせ、意見を聞いた。意見を寄せた146名の学生は、この発言の問題点を小中学生時代の経験等を踏まえながら、様々な角度から指摘した。それは社会科の授業内容を問うもの、学校での人権教育を問うもの、部落差別、いじめやスクールカーストへの言及など、相互に関連するが、おおむね6点に分類できた〔それぞれの意見数を（ ）内に付した〕。ここでは、学生の意見を分類し、整理することにより、課題を探るヒントとしたい。なお、教科書記述の変化を知るために参考資料として、東京書籍の平成23年・8年検定の中学校社会科教科書の記述を掲載した。

まずは、これを部落差別につながるとする指摘からである。

きび 厳しい身分に依る差別

百姓・町人とは別に、えた身分、ひにん身分などの人々がいました。えた身分は、農業に従事して年貢を納めたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、雜業などをして生活しました。また、犯罪者をとらえることや牢番などの役人の下働きも、役目として務めました。ひにん身分も、役人の下働きや芸能、雜業などで生活しました。

これらの身分の人々は、ほかの身分の人々から厳しく差別され、村の運営や祭礼にも参加できませんでした。また、幕府や藩により住む場所や職業を制限され、服装をはじめさまざまな規制を受けました。これは、これらの身分の人々に対する差別意識を強める働きをしました。

『新しい社会 歴史』（東京書籍、平成23年検定）

[1] 部落差別につながるから(27)

「差別を受けてきた人に対する侮辱だから、差別を助長することになるから」、これに代表される意見を「部落差別につながるから」という分類とした。つまり、この発言は部落差別だと考えたのである。そしてこの分類のなかには、次の四つの代表的な意見があった。

① 「賤称語発言がいけない理由としては、本当にその言葉で傷つく人がいるから」といい、「傷つく人」(部落出身者?)がいるから、差別であるとする。

② 「賤称語は、自分と相手をわけ、意味のない優劣をつける言葉だからだと思います。賤称語発言をすることで、同和問題の解決から遠ざかっていくと思います。子どもたちが冗談で賤称語発言をするということは、部落問題の深刻さを大人たちが十分に伝えることができないからだと思います」と、大人(教師)が「部落問題の深刻さ」を伝えきれていないとし、「同和問題の解決」から遠ざかる行為だとする。

③ 「小さいことだが、差別意識を強めるものであるからだと思う。ただの遊び感覚、ふざけ半分といった感じで習ったことをただ使ってみる、という意識であろうが、それが差別意識を生むきっかけになっていると思う」とし、「差別意識を強める」ものとする。

④ 「今までえたやひにんと呼ばれて差別され、悲しい思いをした人たちがいた。それなのに、おもしろ半分で他人を(その言葉で)からかうのはよくないし、そのような賤称語で自分が呼ばれたときにも嫌な気持になるからよくないことだと思う」と、「悲しい思いをした人たちがいた」そして、自分が言われたらいやな思いをするからとする。

さて、これらの問題点の指摘から導かれる課題は何であろうか?一言で言えば、「部落問題学習」(部落差別をなくすための教育)の欠如という課題が見えてくる。つまり、子どもたちが部落問題を知らない、賤称語は教科書の一コマに過ぎないし、この言葉が部落差別を意味することを知らないという基本的な課題が浮かび上がった。

次は人権教育の不十分さを指摘するものである。

きびしい身分による差別

幕府や藩は、「えた」や「ひにん」とされた人々に対して、生活条件の悪いところに住まわせたり、当時の人々の好まない役目を負わすなど、さまざまな束縛を加え、百姓や町人と差別した。これらの身分の人々は、少ない土地の耕作や日用品の加工で生計を立てており、死んだ牛馬の処理や皮革製品への加工などの仕事も行った。また、犯罪者の捕縛や牢番など、役人の下働きとして使われることもあった。このような差別政策は、百姓や町人に、自分より下層の者がいると思わせたり、反感を持たせ、その不満をそらすことに利用されたと考えられる。

『新しい社会歴史』(東京書籍、平成8年検定)

[2] 人権(同和)教育の充実を求めるもの(27)

次に、【1】や次の【3】ともかかわりを持つが、人権教育の不十分さを指摘する意見も多かった。代表的なものとして次のようなものがある。

①「賤称語発言が学校内で飛び交うことのないようにするために、クラスや学校で人権教育をしっかりと行うべきだと感じた。もし、賤称語発言がおこった時には、クラスや学校で、人権教育をもう一度行うべきだと感じました」は、人権教育が並行して行われなければ解決には向かわないとし、学校全体の課題だとした。

②「賤称語発言をするということは、学習したことが、人権問題として捉えきれていないこと、また、子どもの考えの中の人権意識が薄いことだといえると思う。このような言葉を使うということは、教える側の配慮が不可欠だと思う」として①をさらに深め、部落問題学習の必要性も求めている。

③「えた・ひにんなどの言葉の意味のみを知ることで、使ってしまうのだと思う。それが差別されていた人を苦しめていたことや、人権に対する尊重の気持、心、考え方を育てられていないから起こった発言かもしれない。事実を知る機会、人権に対する知識、以前実際にあったことを知り、さらに自分は社会は、これからどうすべきかを考え、実行しなければ、その心を育てなければ、知っただけでは意味のないものになってしまう」も、人権教育、人権尊重の教育の充実を求めている。

④「何のために、教育をしているのか根本的なところが伝わっていない。子どもも本気で使っているのではなく、軽い気持で言っていると思う。教師がもっと重いことだということをしっかりと伝えなければならないと思う」は、そもそも、何のための教育かが問われている。人権教育には、四つの領域があることが言われている。言うまでもなく、そのひとつが「人権のための教育」である。教育目標であり、そのような社会づくりが目指されているのである。つまりこの「ための」教育が行われていないとするのである。ちなみに、他の3領域は次の通りである。「人権としての教育」(教育を受ける権利)、「人権を通じての教育」(教育環境)、そして、次の【3】で扱う「人権についての教育」(知識)である。

[3] 部落史(問題)の授業(48)

これらの言葉を学習する直接の場である、社会科の授業については一番言及が多かった。中には、「小学校の頃友だちに言って当時の先生に殴られた」という経験を書いた学生もいたが、意味もなく使った、言葉の重さが伝わっていないなどの意見が多かった。いくつか特徴的な考えを紹介しておきたい。

①「えた・ひにんとよばれて差別されたという事実があったことは知っておいてよいことだと思いますが、そうした事実(過去)からなにを学び、いまにつなげていくのかが重要だと思います。そういう発言が出るということは、そうした差別があった歴史を仕方ない過去としか思っておらず、差別を容認しているのと同じことだと思います。そして、何より問題なのは、遊び心であったり、悪いという意識がなく、その言葉を使っていることだと思います。そこで、相手は傷ついているということに気づいていないことは大問題だと思います」と、歴史を学ぶことの意味を考え、無意識の差別行為を糾している。

②「授業後に遊びや相手を落としこめるために賤称語が使用されるのは、授業時に子どもが誤解

2.【論考】／「痛い」という人権感覚

するような伝え方をしている可能性があると考えられる。また、現職教員による差別事件もあったことから、大人のなかでも、間違った認識は多いのかもしれない。正しいことを学ぶ研修は大事だと思った」とは、授業時の学習内容のあり方を問題としている。これに関連するものは多く、「説明が不適切であった」「えた・ひにんの人たちがさげすまされていたという事実しか子どもの中に残っていないこと」が問題だ、などである。

③「賤称語発言が子どもから出るのは、授業でその言葉の背景や意味を教師が伝えきれていないことが問題だと思う。学級経営の面からしても、子どもたちが普通のこととして、ひどいことを言うという習慣が定着している恐れがある」、これは、日頃の学級のあり方への言及である。

④「差別発言は、子どもが発言した場合は、意味もよくわからずに発信していると思う。「言ってはいけない!!」と怒るのではなく、本来の意味を教え、どうして言ってはいけないかを教えることが大切だと思う」、これは、発言への対処である。これに類するものとして、「賤称語発言をしてしまう子どもは、その賤称がどういった意味を持ち、歴史背景や被差別の対象になった人々の心情等を深く理解せずに、ただ相手を下に見る、ばかにする目的で使うのだと考える。また、子どもの理解のさせ方にも問題がある場合も考えられる。知識だけを与え、その問題について生徒に自発的に思考させ、想像させることが大事なのではないかと考える」と授業のあり方を志向しているものもある。

⑤また、「気持ち」を重視するものもある。「賤称語発言が使用される理由としては、やはり相手の立場、言わされた側の気持ちを考えることができていないからだろう。知識ばかり教えられるのではなく、もっと気持ちを考えさせる授業」が求められているとする。

⑥「私は小学生のときに初めてえた・ひにんという言葉を習ったときに（教科書には、まだ「人の嫌がる仕事をしていた」というようなことが記載されていました）、幼いながら「この言葉を使ってからかうようなことが起こるのではないか」と思いました。幸い、そのような言葉を使うことはなかったけれど、その言葉を教えること自体が、問題を起こすことにつながるのではないかと思いました」と言葉の扱いを小学生のときに危惧したという意見もあった。

ある学生は、この用語について、次のように述べている。「えた・ひにんは差別されてきた」→「差別されるのは普通じゃない人」（悪い人）→ よって、「えた・ひにんは普通じゃない悪い人」というイメージが無意識にあるのだとする。そして、「部落差別されてきた人々は、闘ってきたすごい人という意識に変えていくことで、悪口のように使われることはなくなるのではないかと思いました」と述べている。前者のこのような連環は、差別の悲惨さを伝えることが、「隠れたカリキュラム」として、学習者には、極めて固定的な被差別集団の姿として記憶されることとも、通じるものがある。

江戸時代の身分制に関する教科書記述は、この40年の間にずいぶん変わってきた。大まかに言えば、当初（1970年代初頭）は「差別」であり「貧しさ」が強調され「人の嫌がる仕事が強制された」というイメージで記述されていた。確かにその時代は、部落差別のひどい実態を歴史的に説明するうえで意味があったが、次第に記述内容は「えた」あるいは「ひにん」という存在が社会を支えていたとして、農業従事や、皮革産業の展開、芸能等の文化活動の記述に重点が置かれるようになった。「差別」は何をしていたからではなく、身分制度が差別をさせるのである。こうした理解は、幕府の政策として、当初から記述されているわけだが、どうしても、現代と重ね合わせて理解しようとするために、「何をしていたから」にその理由を求めていくことになるという間違いを犯してしまうことになる。

現在の教科書記述にとりあえず、忠実であってほしい。なぜなら、教科書記述は、現在の歴史研究の成果が直接に反映されているからである。(部落史に関する教科書記述については、「教科書から『土農工商』が消えた?」本誌21号を参照されたい。)

【4】上下・優劣という関係性を問うもの(13)

①「学校内・学級内にも、カーストは存在している。身分が低い「えた・ひにん」という言葉は、スクールカーストの低い子どもを表す際に面白がって使うことがあるのではないか」という指摘があった。スクールカーストとは、「教室を支配する『地位の差』」だとされ、教室の中の子どもたちに「上」「下」の関係が存在するというのである。これをインド社会にあるカースト制度をもじって、スクールカーストとしたのである(鈴木翔『^{スクール}教室内カースト』光文社新書)。また、この上下関係を象徴して表わす言葉との指摘もあった。

②「えた・ひにんということでその子を自分より下に見てしまっているという事実があるからいけないと思う。また、その言葉を使うことにより周りの人たちにまで影響して他の子までその子に対してえた・ひにんと言い始めるだろう」

③「差別することで、その人たち同士の関係に優劣がつくから」

この「下」という概念も、現在の教科書には使われていない「士・農・工・商・えた・ひにん」という身分制度のヒエラルキーに未だ、教える教師の側が完全に漬かっているといえよう。現在の教科書記述は、身分制度を、支配するもの(武士・公家等)、支配されるもの(百姓・町人)と大きく分け、別の身分として「えた・ひにん」が置かれたと記述されている。「土農工商えたひにん」という呪縛に囚われている限り、上下・優劣という価値判断の尺度からは抜け出すことは難しいといえる。

【5】いじめ、差別(28)

①「賤称語発言は、差別用語であり、相手を下に見ている発言であると考えられる。そのため、この発言をゆるしてしまうと、差別がエスカレートしてしまい、いじめへと発展してしまい大きな問題となりかねない、と考えた」

②「授業で学んだ言葉を子どもは使いたがるので、周りの子にからかってそのような言葉を発してしまう。それがいじめにつながる可能性もあり、差別の考えにもつながってしまうのでよくない。「えた・ひにん」などといって、人をいじめるといった事案は私の中学校でもあった。私の場合は、中学校的授業で出た言葉だったので、軽い気持ちで使ってみただけだと思う。大人と子どもでは、発言や言葉の重みに違いがあると思う。そういった意識の違いで、子どもは残酷な発言をするのだろう」

この二つの意見は、賤称語発言をすることで差別し、そのことがいじめにつながっていくのだとする。また、同じく人を差別し傷つける発言であるが、

③「この言葉を使うことによって、特定の人を傷つける可能性が高いからだと考える。また、差別発言を頻度高く使用することにより、その言葉の重さが分からなくなる。「うざい」や「死ね」といった言葉のように、簡単に軽い気持ちで発言する人が出てくることが考えられる」、「言葉の重さ」に注目している、このような意見は何人かが書いており、また、他の意見は攻撃された個人がその言葉で固定化され、「名詞」となる可能性も指摘している。

[6] 差別する側、自分も傷つける（3）

最後に、二つの意見を紹介しておく。

①「賤称語発言はある程度の年齢になると、言ってはいけないとわかるはずなのに、こうして今でも存在します。自分の身におきたことのない人は例え言ってはいけないとわかっていても、自分ではないからと思ってしまうことがあるのだと思います。そして、この観念を変えるのは難しく、誰しも差別する側にたっているからだと思います」

②「差別発言をしてしまう子は、自分は偉い方で他を見下せるくらいの位置にいるからと思っているのでいえるのだと思う。しかし、そのようなことを平気で言ってしまう子ほど、とても悲しく、自分で自分の価値を下げてしまっている。だからこそ先生は、注意・問題視するのだろう」

①は立場性を意識し、②は言った方が「価値を下げている」と述べる。この二つの意見が教えてくれるものは、差別する側はいつでも多数であり、あるからその立場にいたほうが安心できるといえる。ここには、いじめの構造が説明され、しかし、「自分の価値を下げている」ことにも、大体の場合誰しも気付いているといえよう。ここからは、最近注目されている「セルフエスティーム」（自尊感情）を育てる教育が展望されるのかもしれない。

おわりに

以上、学生たちの意見をもとに「賤称語」発言の何が問題なのかを検討してきた。先にも述べたが、ここでの分類は明確に割り振られているわけではなく、複合して問題化されるが、これらから導き出せる課題は何であろうか？まずは、【1】で述べたようにこの発言は、部落差別につながるという認識を持つことだろう。それは、「意見」が「差別された人たちの気持ち」に思い至っているおり、「発言」の差別性を鋭く問うているからである。大正11年（1922）3月に設立された全国水平社は、宣言で「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と呼び、「決議」で「吾々に対し、えた及び特殊部落民等の言行によって、侮辱の意思を表示したる時は、徹底的糾弾をなす」とある。この水平社の闘いが、それまで野放しにされていた差別言辞をなくしていく契機となったのである。こうした「賤称語」に対する認識を当たり前のものとしたい。また、【2】では、人権（同和）教育の充実が課題とされた。「人権」を丁寧に学ぶこととともに、部落問題という人権問題をいかに伝えていくのかを提示して行きたい。【3】では、社会科の授業で部落の歴史を学ぶことの意味を問い合わせ、「差別されるのは悪い人」という連想させる授業の改善が求められた。また、「賤称語」をどう扱うのか、言葉のもつ意味を学ぶことが重要との指摘が行われた。【4】では教室にある上下の関係（スクールカースト）を考える、まさに人権教育が求められた。【5】では、差別する関係がいじめを生み出し、この言葉が他人を攻撃する言葉として使用されることから、いじめをなくすための教育の取り組みが求められている。【6】では、他者に対する想像の欠如、いじめる側のセルフエスティームの欠如が思い当たる。

人権教育には、四つの側面があるといわれる。人権のための教育、人権としての教育、人権を通じての教育、人権についての教育、このことの意味をしつかり考えることが、【1】から【6】への回答にな

ると思える。

学校で、このような「賤称語」発言が起こった場合、これをチャンスととらえ、全校で人権学習にとりくんだらどうであろうか。それは生徒間の関係作りにもつながるし、また、日常的には部落問題を学習する機会はほとんどないといえる。であるからこそ、こういった場面で部落問題学習にとりくんでいくことで、例えば、子どもがこうした発言をしたときに、教員全体で、具体的に指導ができる学校づくりができるのではないだろうか。

最後に、「賤称語」発言について、その問題点を真摯に意見していただいた長崎大学教育学部生の皆さんに謝意を表したい。

*学生の「意見」の引用は、そのまま掲載したが、少々字句に訂正をくわえた箇所があります。



体験的参加型学習による 人権・同和教育学習プログラム

はじめに

長崎県人権・同和対策課では、人権教育・啓発の推進に向けて、人権・同和教育指導者の資質向上、学習プログラムの開発、関係機関・団体との連携等を目的に、人権・同和教育指導者スキルアップ講座を開催しております。

平成26年度は、次のような日程と内容で開催をいたしました。

<前期>

7月24日(木)

講義Ⅰ：「長崎県の部落問題」

講 師：阿南 重幸さん（長崎県人権教育啓発センター・長崎大学非常勤講師）

講義Ⅱ：「人権教育の指導方法等の在り方について第三次とりまとめ」を踏まえた教育活動の改善
－マネジメントの基盤としての人権感覚－

講 師：谷口 研二さん（公益社団法人福岡県人権研究所事務長）

（文科省「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」委員）

7月25日(金)

講義Ⅲ：「セクシャルマイノリティーってなに？」

講 師：儀間 由里香さん（「Take it! 虹」）

講義Ⅳ：子どものいじめ解決策に向けての考察

～子ども集団の力関係の分析を通して～

講 師：松下 一世さん（佐賀大学文化教育学部教育学・教育心理学講座教授）

「学習プログラム」の作成について

<後期>

1月24日(月)

私の人権教育・啓発学習プログラム

○グループ及び全体協議

市町・市町教育委員会人権担当者及び人権・同和教育指導者合同研修会

○テーマ：地域の実態に基づいた人権・同和教育の推進

①人権フィールドワーク体験（ショートコース）

サント・ドミニゴ教会 → 筑後町通り → 本蓮寺 → 日本二十六聖人記念碑

②班別協議

協議題：「人権フィールドワーク体験を通して、自分の町の歴史や文化、史跡などを見つめ直し、自分の町でできる人権のフィールドワークのコースを検討する。」

③全体協議：班毎の発表

④ふりかえり

今年度掲載分の体験的参加型による学習プログラムは、スキルアップ講座参加者が開発したプログラムをベースにして作成しました。それぞれの教育・啓発の場面での活用をお願いします。

プログラム1

人権の輪を広げよう

どんな場所で：学校・企業・公民館等

だれを対象に：児童、教職員、保護者、地域代表者（学校支援会議メンバー）、地域住民

時間のめやす：30分

ねらい：①「世界人権デー」及び「子どもの権利条約」について知らせ、人権は万国共通の重要課題であること、子どもを守るべく4つの権利を私たち大人はしっかりと保障しなければならないことを理解させる。

②子どもの人権や女性の人権を踏みにじる問題に、真正面から立ち向かい、ノーベル平和賞を受賞したマララさんとカイラシュさんの深い思いと行動力に触れ、今自分たちにできること・しなければならないことを考え、互いに伝え合うことで、実践意欲を高める。

進め方

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
1 今日12月10日は「世界・人権デー」であることを知り、講話のテーマをつかむ。	<ul style="list-style-type: none"> ・今日が何の日かを参加者に問い合わせ、世界人権宣言が採択された背景と「世界人権デー」を決めた世界の人々の思いを感じ取らせる。 ・講話のテーマを伝える…「人権の輪を広げよう」 	2分
2 子どもの権利条約の4つの権利を知る。理解する。 (1)生きる権利 (2)守られる権利 (3)育つ権利 (4)参加する権利	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権デー以後も戦争や内紛は続き、罪のない多くの人の命が奪われたり、学校に行きたくても行けず、食事も満足にとれない子どもがたくさんいたことから、子どもの権利条約が生まれ、日本でも取り組んでいることを知らせる。 ・4つの権利について、想像させるとともに具体的な場面を通してわかりやすく説明し、理解を促す。 ・今なお、貧しさのために学校に行けず働く子どもが数多く存在したり、女性というだけで不当な差別を受けたりする現実が世界にはあることを伝える。 	7分
3 ノーベル平和賞を受賞したマララ氏とカイラシュ氏の功績について知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・それに対して真正面から立ち向かい、児童労働に苦しむ子どもを助けたり、全ての子どもに教育を受けさせることを訴えてきたマララ氏とカイラシュ氏の深い思いと行動力に、共感させる。 ・悲しいことに今も、この時間も戦争やテロ行為が行われ、多くの子どもや女性が犠牲になっていること、学校に行けない・学習することができない子どもも多数いることを伝える。 	7分

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
4 これまでの生活（学校、家庭、地域）を振り返り、自分たちにできること・しなければならないことを考え、伝え合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争や紛争、テロ行為は、相手の気持ちを思いやることができないことから始まることを伝え、自分たちの生活を振り返らせ、反省すべきことはないか。そのために、何ができるかを考えさせる。 ・子ども、保護者、地域代表者に考えを紹介させ人権意識の高揚を図る。（意見交流） ・それぞれの発表のすばらしさを紹介し学習のまとめとする。 	12分
5 人権に関する歌を歌い、人権の輪を広げていこうと実践意欲をもつ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターのギター伴奏のもと、参加者全員でテーマに即した歌「世界が一つになるまで」を歌い、心を温め、実践意欲につなげる。 	2分

※児童は事後指導として、講話で学んだ感想を書き、担任とともに振り返る。

※保護者、地域代表者等には、講話の感想を提出してもらい、理解度や実践意欲を確認する。

○イメージする参加者の言葉（研修を終えて）

<子ども>

- ・人権って、日本だけでなく、世界中の問題なんだ。世界中の人人が人権を大事にしようと考える日が今日なんだ。今日から早速、呼び捨てをやめよう。
- ・世界の国には、貧しくて働いている子どもがいることや、女の子が学校に行けないことを、初めて知った。学校に行けることや生きていることは、当たり前ではなく幸せであることがわかった。
- ・マララさんもまだ子どもなのに、何て勇気があり、実行力があるんだろう。私も、見て見ぬふりをせず、悪いことは悪いと言える人になりたい。

<大人>

- ・世界人権デーや子どもの権利条約について、学生時代に勉強した記憶はあったけど、改めて学び直しができた気がする。子どもを守る4つの権利に親としてしっかり向き合っていこうと思う。
- ・これまで、子どもの欠点ばかりに目が行き、人格を否定する言葉も浴びせていた。これからは、もっと子どものよさや成長に寄り添い、ほめ言葉を増やしたい。
- ・まだまだ、いろんな場面で男性上位の考え方や取り決めがあると感じる。

プログラム2

共に生きる～ちがいを認め合って～

どんな場所で：PTA研修会、校内研修会 等

だれを対象に：保護者、教職員 等

時間のめやす：80分（「アイスブレーキング」の時間を除いて）

ねらい：①性同一性障がいなどセクシュアル・マイノリティについて学ぶ。

②家族や児童・生徒の中に存在するかもしれない性的少數派の現状を学ぶと共に、その偏見や差別の意識改革の一歩とする。

進め方

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
<p>◆ アイスブレーキング 「同じシール集まれ！」 ※参加者の状況で実施する。</p>	<p>[ねらい]</p> <ul style="list-style-type: none"> 話せないという条件の中でのさまざまなコミュニケーション手段により、参加者同士の連帯感及び協力心やセルフエステームを高める。 意図的に多数派・少數派をつくり、少數派の人の気持ちを考えさせる。 	
<p>◆ 講義 1 はじめに (1)「性」という文字から ・りっしんべんの意味 (2)「性」のイメージは？ ・個人で考える。 ※数名に発表してもらう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「りっしんべん」→「那人らしさを大切にする心」が「性」という文字の土台だと伝える。 人の数だけイメージもさまざまあることを知る。 「テーマ」を押さえる。 	5
<p>2 これって、変ですか？ ①△△くんは○○くんのことを愛しているらしい。 ②○○くんと△△くんがようやく結婚できたよ。 ・個人で考える。 ※数名に発表してもらう。 (判断した理由も)</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまでの「性」に対する考え方や在り方などと共に、参加者全体の意識状況を確認する。 同性愛や同性の結婚などについて、世界の状況を大まかに伝える。 (世界的には“認める”傾向にあり、さまざまな動きが見られる。) 	7
<p>3 「性」を考えることは「生」を考えること ・ありのままの自分といのちを考え、見つめること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学ぶことで「誰もが人間として尊重され、自分らしく生きていくことができる」と自覚していくことになる、と意識させる。 	5

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
<p>4 セクシュアル・マイノリティと3つの視点</p> <p>(1)身体的性別って、なに？ ・外見で区別される男女の性別（身体の性について）</p> <p>(2)性自認って、なに？ ・自分の性別をどう感じているか。（心の性について）</p> <p>(3)性的指向って、なに？ ・「好き」の感情や傾向がどんな対象に向かられるのか、その人の生活や生き方に関わること。 ・日常的な話題から考える。 →「異性愛」「同性愛」に関わる話題の傍で悩んでいる人も・・・。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に男女の別は、生まれたときの外見で判断される。 自己の内面から湧いてくる感覚が男性なのか女性なのか、それはその人らしさの核心的なところで大事なことだと理解する。 「好き」という形は、ひとりひとり違っていることを理解する。 参加者と対話できる距離ぐらいに寄って、身近な感じで話しかけてみる。 (性的少数派が身近にいることを感じさせる) 	10
<p>5 「性同一性障がい」について</p> <p>(1)身体の性と心の性が一致していない人たち</p> <p>(2)違和感を自覚したのは？</p> <p>(3)事例から学ぶこと</p> <p>(4)L G B Tについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自ら告白して個性的な生き方をしている人もいるが、現実社会ではどんな問題があるのか、想像させる。 「苦しい思い」を少しでも共有できるようになりたい。 	10
<p>6 「セクシュアル・マイノリティ」について</p> <p>(1)どれくらいの人がいるのか（民間の調査結果から） ・文科省の調査から</p> <p>(2)現実社会の厳しい状況</p> <p>①否定的な扱い ・自虐的なもの、笑いを取るなども。 ・人権意識の希薄さ</p> <p>②さまざまな問題とは ・自分自身の問題 ・家族を含めた周囲の問題 ・地域や社会全体の問題 →自殺を考えた人が多い</p> <p>③ある青年の手記から ・配慮したいことなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者でも人間として特別なことではないということを理解する。 人口の約5.2%。20人に1人の割合。 (身近なところに私たちと共に生活していることを自覚させたい。) いじめや笑いものの対象 → 大きな間違い ・聞く人、見る人を不快にしていることに気づいていない。 自分を受け入れられない、本当の自分を出せない、出会いや情報が少ない、周囲との信頼関係がつくれない、将来を明るくイメージできない、日常生活 자체が苦しみの連続となっているなど (過度な重みにならないように配慮する。) 	15

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
7 いま、変化の兆し (1)個性的に生きる姿に学ぶ ・はるな愛さんのこと (2)世界の動きから ・人々の立ち上がる姿	・希望になることを考える。	10
8 いま、私たちにできること ・グループで意見を出し合う ※発表する。	・研修のまとめになっていく。	
9 もうひとつの思いが・・・ ・現状を学んだいま。それでも受け入れられない自分 ・だいじょうぶ! →受け入れられないと傷つけることとは異なる。	・「性」に関する問題は、プライバシーの問題でもあり、感情面のこともあるので、単純ではない。強制的・脅迫的など考え方をされないような配慮が必要。	10
10 「気づく」ことの大切さ ・優しさは、気づきから ・気づく→社会を築くへ ・今日からの実践として心がけることを決意する。	・本当の優しさを身につけたい。 ・失恋は人を成長させるなど、体験的な話は生き方の参考になる。 (時間にもよるが、DVやストーカーなどの現実にも簡単に触れるとよいかもしれない。)	8

○ イメージする参加者の言葉（研修を終えて）

「同性愛」などについては理解できない・・・。

「性同一性障がい」が自分の子どもであれば対応が難しいかも・・・。

人を愛するということでは共感できる。

プログラム3

「昔の〇〇、今の〇〇」

どんな場所で：学校・企業・職場・公民館 等

だれを対象に：教職員・企業関係者・社会教育関係者

時間のめやす：90分

ねらい：①「差別」は「固定観念」「偏見」によって生み出されるということを理解する。

②多様な見方や考え方によって固定観念は変わり、新たな取組に結びつくということを理解する。

進め方

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
1	1 はじめに ・ファシリテーターのあいさつ、自己紹介	1分
2 体験的参加型学習の5つの段階を知る	2 体験的参加型学習の5つの段階の説明 ①アクティビティを体験する ②体験したこと振り返る ③気づきや感想を共有する ④学んだことを一般化する ⑤学んだことを応用する	4分
3 体験的参加型学習を行なううえでの注意点を知る	3 体験的参加型学習を行なううえでの注意点 ①自分の気づき、発見、感情を大事にする。 ②他者の気づき、発見、感情を大事にする。 ③知り得た個人情報は持ち出さない。 ④参加する・しないの決定権は自分にある。（参加しない参加もある） ※今回の内容は教室で使えるものではなく、参加者が自分について考えるプログラムであることを告げる。	5分
4 グルーピングとアイスブレーキング	4 グルーピングとアイスブレーキング ・4人～5人のグループを作る。 ・簡単なアイスブレーキング	5分
5 「昔の〇〇、今の〇〇」 ①ねらいについて知る ②説明等を聞く	5 「昔の〇〇、今の〇〇」 ①ねらいを説明する ②現在と過去を比較することで、私たちを取り巻く状況や課題がのぞましい方向に向かっていることもあることに気づく。 ③現在残されている課題も解決することができるという展望を持つ ④昔と今について考えさせる	1分

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時間
	<p>【説明】 私たちを取り巻く課題や状況の今と昔について考えるアクティビティです。○○の中に思いつく私たちを取り巻く課題や状況を入れて考えてみてください。例えば、「昔のランドセル」「今のランドセル」とします。「昔は、赤と黒」「今は、カラフル」など、思いついたことを付箋紙に書いてください。その際、昔のこととは黄色、今のこととは青に書いてください。(黄色に「赤と黒」、青に「カラフル」と書く。) 一つの課題だけに限らず、思いつくものをどんどん書いてください。</p> <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)一枚のカードには一つのことだけ書く。 (2)必ず今と昔を対応させなくともいい。昔、今のどちらかだけでもいい。 (3)例えば、「障害のある人」なら「今は、車椅子優先の駐車スペースがある」というように、障害のある人自身のことではなく、そのまわりのことについてや、「外国人」なら昔は『外国人=アメリカ人』と思っていた」というように、そのことについての自分の考えなど、多面的に考えてほしい。 <p>【確認】 正しい・間違いはない。他の人の意見を否定したり、批判したりしない。自分が思ったことあるいは思っていたことを正直に書いていい。</p>	
②ポストイットカードに書く	②付箋紙に書かせる。	1分
③グループ活動	③グループでカードに書いたものを紹介しながら、模造紙に貼ってき、共通するものをまとめ、タイトルをつけさせる。	1分
④説明等を聞く	<p>④これからについて考え方させる。</p> <p>【説明】 私たちを取り巻く状況や課題の「これから」について考えてみます。 今書いたことについて、こうなるだろう、これからこうなってほしい、あるいは自分がこういうことをみたいということを考え、赤い付箋紙に書いてください。すべての事柄についてでなくていいので、思いつくところから考えてください。</p>	1分
⑤ポストイットカードに書く	⑤付箋紙に書く。	1分

3.体験的参加型による人権学習プログラム

参加者の活動	ファシリテーターの支援	時 間
⑥グループ活動	⑥付箋紙に書いたものを紹介しながら、模造紙に貼っていく。	10分
⑦グループ討議	⑦グループ内で、できたものを見て気づいたこと、考えたことなどを出し合う。	5分
⑧他のグループを見て回る	⑧自分のグループとの違いや発想の豊かなものなどを見つけるなどの視点を提示する。	5分
⑨全体で発表する	⑨時間配分に配慮する。	10分
⑩振り返りカードに記入する。	⑩活動全体を通してのふり返りの視点を提示する。	5分
6まとめを聞く	<p>6 まとめの話をする。</p> <p>これまで見てきて、望ましい方向に変わっていること、今も昔もあまり変化していないこと、状況が厳しくなっていることなど、いろいろな変化があることがわかりました。</p> <p>これまでの人権教育では、「こういう差別、問題がある」ということにはばかり目を向けることが多かったのではないかでしょうか。しかし、よく考えてみると、望ましい方向に変わっていることもあります。これからの人権教育には、私たちの社会は変わってきているという自覚や、これからも変わっていくという展望を持てるような取組も必要なではないでしょうか。</p> <p>ただし、社会が望ましい方向に変わってきているということは、そこに、差別や人権侵害を乗り越えて改善してきたという歴史があります。</p> <p>どのように変わってきたのかということだけでなく、どんな取組があったのか、また、これから望ましい変化をしていくためには、私たちにどのような取組が必要なのかを考えてみてください。</p>	3分

人権教育啓発センターでは、ビデオ・DVD視聴、図書の閲覧ができるようにしております、また貸出しも行っております。なお、貸出しは、県内在住の方々を対象とさせていただきます。

◎ビデオ・DVD・図書の貸出の手続きについて

- ・貸出申込：センター内で貸出しを申し込むときには、貸出を希望する資料に貸出申込書を添えて受付に提出してください。郵送又はFAXの場合は貸出申込書を印刷して申し込んでください。
- ・ビデオ・DVDは郵送による貸出も可能です。希望される方は長崎県人権教育啓発センター（人権・同和対策課内）までご連絡下さい。（お送りする際の送料及び返却時の送料は利用者負担になります。）
- ・貸出数：ビデオ・DVDは1人1回3本以内、図書1人1回5冊以内（郵送による貸出はできません）
- ・貸出期間：2週間以内

《問い合わせ先》

長崎県人権教育啓発センター（人権・同和対策課内）

長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階

電話：095-826-2585 FAX：095-826-4874

URL <http://www.pref.nagasaki.jp/section/jinken/>

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	時間(分)	内 容	備考
246	プレゼント	DVD	アニメ	小学生	17	小学校4年生の綾香は、美由紀の誕生日に手作りの写真立てをプレゼントしたが気に入ってくれず、美由紀や同調した友だちからいじめを受けます。ある出来事をきっかけに、綾香は学校を休んでしまうが…。子どもたちに身近な問題であるいじめについて考えてもらうことにより、自分の人権の大切さに気づき、さらに自分と同様に他の人の人権も大切にすることを学ぶ作品です。	
247	わたしたちの声 3人の物語	DVD	ドラマ	中学生	45	「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品の作者の中学生が、日常生活のなかで「人権」について理解を深めていった〈気付き〉のプロセスを描いています。 「いじめ」、「風評による偏見や差別」「震災と人権」、「お互いをリスペクト（尊重）すること」をテーマにした3編のドラマを通して、視聴者に身近なところから「人権とは何か」「人権尊重とはどういうことか」といった、人権への〈気付き〉を促すことを目的とした作品です。	字幕入り
248	友だちの声が聴こえる？	DVD	ドラマ	小学生	24	葉月の学校に、手足の不自由な男の子・冬馬が転校してくる。普段から面倒見のいい葉月は、自分が冬馬の役に立とうと決心する。 帰りの昇降口、冬馬に靴を出してあげる葉月。しかし冬馬は複雑な表情になる。葉月はその表情に気づかない…。友だちの心の声に耳を傾け、相手の考え方や気持ちを尊重し、本当の思いやりとは何かを考える作品。 また、自分の気持ちを表現することで「自己存在感」を高め「自己決定」することを経験し、相互理解を深めながら友だちとの「共感的人間関係」を形成できるのではないかでしょうか。	
249	先生にできること ～LGBTの教え子たちと向き合うために～	DVD	ドラマ	一般	16	○LGBTとは? ○LGBTと教育現場の関係 ○当事者たちの声聞く ○LGBTの生徒が先生にしてほしいこと ○現役の先生に伺う「先生にできること」etc LGBTを授業の中で取り上げてきたベテラン教員の経験と目線から現場教員へ”伝えたいこと”を収録。	

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	時間(分)	内 容	備考
250	いろんな性別 ～LGBTに 聞いてみよう！～	DVD	アニメ と 実写	小学生	71	小学生でも理解しやすいようにアニメーションと実写を取り混ぜた30分の映像。先生が知っておいてほしい情報満載の30分の映像も収録。	
251	高校生向け人権講座 セクシュアルマイノリティ 入門	DVD	アニメ	高校生	16	「もしも友だちが LGBT だったら？」 「LGBT インタビュー」 この教材は、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）について学ぶため、作成されたものです。 セクシュアルマイノリティに対する差別や当事者の生き辛さを理解すること。セクシュアルマイノリティに対して自分が持っている偏見を見直し、より正確な知識を学ぶこと。性のあり方は男女の2通りだけではなく、ひとりひとり違うことを知ること。セクシュアルマイノリティに対する差別や偏見をなくすために自分ができることは何かを考えさせることを授業全体の目的としています。	
252	いじめと戦おう ～わたしたちにできるこ と～（小学生篇）	DVD	ドラマ	小学校中・高 学年	21	1日2,500人以上が訪れる人気サイトを ドラマ化した作品。 小学校6年生のひなたのクラスで、ある日 事件が起きる。さくらのくしゃみが由衣の背 中にかかってしまった。さくらをバイキン扱 いして逃げ回る由衣と、ハンカチで拭いてあ げようとするさくらの追いかっこでクラス全 体が盛り上がるが、このことをきっかけにク ラスの様子がおかしくなっていく・・・	
253	めぐみ	DVD	アニメ	小学生	25	昭和52年、当時中学1年生だった横田め ぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮 当局により拉致された事件を題材に、残さ れた家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様 を描いた25分のドキュメンタリー・アニメ です。	
254	よーいドン！	DVD	アニメ	小学生	18	30人の団体競技「30人31脚」に出場 することになったさくら小5年1組33人の子 どもたちにふりかかった難問は、30人しか 出場できないということです。練習が始まると、一人ひとりの様々な違いがぶつかり合 います。子どもたちがそれぞれの違いを排除 するのではなく、受容していく「共生」の 素晴らしさとその根底にある人間の尊厳を描 いた作品です。	
255	夢のつづき	DVD	アニメ	高校生	40	中尾美月は、高齢者の訪問看護を担当す る看護師。祖父・徳治と一緒に住んでいる が徳治とは折り合いが悪い。外では優しく 高齢者に接しているが、足が不自由な徳治 に対しては優しい言葉もなかなかかけられ ず、世話も母の牧子任せ。その母も実家の 両親の世話で家を空けがちだ・・・ 家族の中で疎外感を抱く高齢者、認知症 を患う高齢者、その介護に疲れ果てた高齢 者や無気力な毎日を送る若者らが、世代の 異なる者とのふれあいや、高齢者を支援す るサービスの活用などで、家族のきずなを 深め、生きがいを感じられる生活を送ること ができるようになっていく様子を描いていま す。	

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	時間 (分)	内 容	備考
256	秋桜の咲く日 —コスモス—	DVD	ドラマ	高校生	34	<p>特別養護老人ホーム「向陽園」の主任介護士として働く大谷ちひろは、新しく入った介護士中嶋直也に期待するが、直也は空気の読めない発言をしたり、指示が伝わらなかつたり、コミュニケーションが取りづらい。ちひろはストレスを感じながらも、直也を育てるべく奮闘する。</p> <p>そんな中、直也が入居者の元大学教授、乾一成を連れて外出したところ、金山川で乾が倒れて意識不明になってしまいます。知らせを受けて病院に駆けつけたちひろは、パニックを起こした直也に、介護士失格だと激しく叱責する。</p> <p>翌日から直也是欠勤。直也の母が退職願を持って「向陽園」を訪れ、直也がアスペルガー症候群であることを告白する。いつたん退職願を受理したもの、ちひろは直也をこのまま辞めさせていいものか悩む。そしてちひろは、直也が乾を金山川へ連れていった理由を聞くため、入院中の乾を尋ねたのであった。</p>	
257	いじめはやめられる —みんな加害者—	DVD	ドラマ	中学生	17	<p>いじめは、クラス内に観衆や傍観者が生まれることで大きくなると同時に、大人の眼には見えなくなっています。また昨今では、多くの観衆を求めて、ネット上にいじめの動画を流すという事案も出てきました。観衆・傍観者であれば、加害者ではないのか…。いじめを受け入れてしまうひとりひとりにならないために何が必要なのか。子どもたちに、いじめについて新たな問題を提起するドラマ形式の教材です。</p>	
258	家庭の中の人権 カラフル Colorful	DVD	ドラマ	高校生・一般	31	<p>主人公、福沢聰は大手商社に勤めながら、妻の優子と、2人の子供と共に暮らしている。一見順風満帆な生活を送っている聰の最近の気がかりは、就職後すぐに会社を辞めてしまい、再就職もしようとせずに、フリーターを続けている息子・一馬のこと。また就活中の娘・愛美も社会や人間に対する考え方方がまだ未熟で、端から見ていると危なっかしい。</p> <p>ある日、将来的にバーテンダーを目指すと答えた一馬に、もっと真剣に考えろと激昂した聰。一馬は珍しく声を荒げて、「いい会社に入って、いい給料もらって、幸せだと思えなかった。そういう人間もいるんだよ」と返す。</p> <p>そういう人間もいる…。その言葉は、聰の元部下の蓮田麻衣子が発した言葉と同じだった。彼女は新規プロジェクトのリーダー就任祝いの席で、自分が性同一性障害であることからプロジェクトを降りるべきではと相談されていた。</p> <p>それ以来、心の落ち着かない日々を送る聰。翌日、家に遊びに来た愛美の幼馴染の琴音から、自分が知らなかつた一馬の一面を聞いた聰は、「大切なことは他人がどう見るかではなく、どう生きるか」という大切な考え方を再認識する。会社も社会も多様な人間で成り立つことを知って、妻の優子とともに、息子と向き合うことを決意する。</p>	
259	いわたくんちのおばあちゃん —ぼく、戦争せんけえね～	DVD	アニメ	小学生	20	<p>主人公の寛太は現代の小学生。寛太は、友だちのおばあちゃん（ちづこさん）の話を聞くうちに、原爆のことや戦争のことを自分の問題としてとらえ、平和への決意をしていきます。この作品は、昭和20年8月の広島で起つた実際のお話がもとになっています。</p>	



じんけん ながさき

(人権啓発資料24 人権・同和教育と啓発をすすめるために)

平成27年3月発行

発行 長崎県県民生活部人権・同和対策課

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階

TEL 095-824-1111 (内線2321)

直通 095-826-2585